

報道関係者各位

令和8年8月5日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
賃金室長 中家 直樹
地方賃金指導官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を 1,121 円に

－引上げ額 56 円、引上げ率 5.26%－

- 1 本日、岐阜地方最低賃金審議会（会長 栗山 知）は、岐阜県最低賃金（昭和 55 年岐阜労働基準局最低賃金公示第 4 号）を現在の 1 時間 1,065 円から 1,121 円（引上げ額 56 円、引上げ率 5.26%）に引き上げるよう、岐阜労働局長（原田浩一）に答申しました。

なお、引上げ額 56 円は、本年 7 月 28 日に中央最低賃金審議会が答申した「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安（B ランク 56 円）」と同額です。

- 2 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約 6 万 4 千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約 77 万 6 千人）に適用されます。

- 3 今後、異議申出手続きなどを経て、最短で令和 8 年 10 月 1 日から改正発効の予定です。

最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で 8 万 5 千人以上の賃金引上げが必要となる見込みです。

添付資料 答申文写し
岐阜県最低賃金の推移